アナログ第三種	第二級アナログ通信	○	○
	第二級デジタル通信	○	○
デジタル第一種	第一級アナログ通信	○	
	第二級アナログ通信	○	○
	第一級デジタル通信	○	○
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信	○	（注３）○
デジタル第二種	第一級アナログ通信	○	
	第二級アナログ通信	○	○
	第一級デジタル通信	○	
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信	○	
デジタル第三種	第二級アナログ通信	○	○
	第二級デジタル通信	○	○
アナログ・デジタル総合種	第一級アナログ通信	○	○
	第二級アナログ通信	○	○
	第一級デジタル通信	○	○
	第二級デジタル通信	○	○
	総合通信	○	○

注１　免除する試験科目は、○印を付したものとする。

２　デジタル第一種又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。

３　アナログ第一種又は第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者に限る。

17　この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により次の表の上欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けている者は、この省令の施行の日に、それぞれ新工担規則第三十八条の規定により同表の下欄に掲げる工事担任者資格者証の交付を受けた者とみなす。

ＡＩ第一種	第一級アナログ通信
ＡＩ第三種	第二級アナログ通信
ＤＤ第一種	第一級デジタル通信
ＤＤ第三種	第二級デジタル通信
ＡＩ・ＤＤ総合種	総合通信

18　この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により交付を受けているＡＩ第二種及びＤＤ第二種の工事担任者資格者証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。

19　この省令の施行の際現に旧工担規則第四十五条第二号の規定により総務大臣が同条第一号に掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認めている者は、新工担規則第四十五条第四号の規定により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めている者とみなす。

20　この省令の施行の際現に電気通信事業法第七十四条第二項の規定による指定を受けている者が行う試験事務の区分がＡＩ第一種のものは第一級アナログ通信と、ＡＩ第三種のものは第二級アナログ通信と、ＤＤ第一種のものは第一級デジタル通信と、ＤＤ第三種のものは第二級デジタル通信と、ＡＩ・ＤＤ総合種のものは総合通信とみなす。

○経済産業省令第七十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び関係法令の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月七日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業託送供給等収支計算規則等の一部を改正する省令

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第一条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収支計算書の公表等）	（収支計算書の公表等）
第八条　送電事業者は、当該送電事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十七条の十二において準用する法第二十二条第二項の規定による公表をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による公表をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に公表をしなければならない。	**第八条**　送電事業者は、当該送電事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十七条の十二において準用する法第二十二条第二項の規定による公表をしなければならない。
２・３　［略］	２・３　［略］